

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日〕
〔文部科学省告示第六十二号〕

(令和八年三月三十一日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設である。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資するため、地方公共団体の創意工夫を生かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、その多くが昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設されたものであり、現在、一斉に更新時期を迎えている。具体的には、建築後四十年以上を経過した校舎等が保有面積の約六割を占めるなど老朽化が極めて深刻な状況にあり、老朽化した施設では、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。こうした状況を踏まえ、老朽化対策の強化が喫緊の課題となっている。

防災対策の観点では、公立の義務教育諸学校等施設については、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策は概ね完了しているものの、構造体の耐震化等が未完了である施設も存在することから、当該施設の耐震化を進めることが必要である。また、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は七割程度であるため、非構造部材の耐震点検・耐震対策の更なる加速化が求められている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや国内の夏の平均気温が上昇傾向にあることから、公立の義務教育諸学校等施設については、熱中症対策も含めて地域の避難所や防災拠点としての機能を強化することも必要である。

こうした中で、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和七年六月六日閣議決定）においては、学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化が重点的に推進すべき施策として位置づけられた。引き続き、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画も踏まえ、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある施設整備を推進することが求められている。

教育の質の確保の観点では、新しい時代の学びとして個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末を含むデジタル学習基盤の活用に必要な施設整備が求められている。また、児童生徒の教育条件の改善に向け、急速に進行する少子化等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行うことや、地域コミュニティの拠点として学校と他の公共施設との複合化・共用化等を進めることも重要となる。

さらに、現在、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた検討が進められていることにも留意する必要がある。

このような状況を踏まえた上で、地方公共団体が地域の実情等に応じ、整備内容の性質を踏まえつつ、PFI等の手法により民間資金等を活用することも検討するなど、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の計画的な整備を推進することが必要である。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体において、厳しい財政状況の中で中長期的な維持管理・更新等に係る総費用の縮減や予算の平準化を図りながら、着実に老朽化対策を実施し、施設の機能維持や安全性を確保するため、学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することが必要である。

この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たっての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化の方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直しを行っていくことが求められる。

加えて、学校種ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要

である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、個別施設計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。

建築後四十年以上が経過し、老朽化した施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ総費用の縮減や予算の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（例えば、施設の劣化状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）は改築とするなど、整備手法を工夫しながら効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、将来の老朽化に計画的に備えることも重要である。

また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることも求められる。

2 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、児童生徒が安心して学びを継続することができ、災害の発生時には避難所として国民の生命を守ることができるようにするためにも、公立の義務教育諸学校等施設について次の整備を図り、安全・安心な環境を確保することが重要である。

なお、これらの施設整備に当たっては、公立学校の施設整備のための予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが効果的となる。

（一）耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策についても早急に対策を講じることが求められる。

（二）防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等だけでなく、地域住民の生命の安全を確保

するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画や国土強靱化地域計画を踏まえ、バリアフリー化やトイレの洋式化、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸及び備蓄倉庫等の整備を行うことにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校前期課程のバリアフリー化の整備完了率、トイレの洋式化の整備完了率を令和十二年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて、整備に取り組むことが求められる。

また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

（三）空気調和設備の整備

現在、公立の義務教育諸学校等施設の空気調和設備の整備状況について、普通教室は概ね設置が完了している一方で、特別教室は約七割、屋内運動場は約二割の設置に留まっている。

熱中症対策の観点も踏まえ、未整備となっている普通教室や特別教室も含めた空気調和設備の整備を早急に行うことが求められるが、自然災害が激甚化・頻発化する中で、屋内運動場が災害時に避難所として活用されることも踏まえると、屋内運動場への空気調和設備の整備は喫緊の課題であり、断熱性の確保も含めた整備を加速化していく必要がある。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の屋内運動場における空気調和設備の設置率を令和十七年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて整備に取り組むことが求められる。

（四）バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）において、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の施設について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には、同法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課されている。また、令和七年六月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）が施行され、建築物移動等円滑化

基準において、原則、車椅子使用者用のトイレを各階に設置することが、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には適合義務、既存の施設については努力義務とされた。

国においては、令和十二年度までの早期に、バリアフリートイレについて避難所に指定されている全ての学校に整備すること、段差解消のためのスロープ等について全ての学校に整備すること及びエレベーターについて円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての整備目標としている。また、整備目標の達成に向けた取組を推進し、バリアフリー化の整備内容の質を担保するため、原則全ての学校設置者において、令和十二年度までに、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること、令和十二年度時点で学校設置者が新築・改築及び大規模改修の整備を検討するに当たって、高齢者、障害者等の意見を聞くこと等による当事者参画を実施していること又は実施予定であることを取組目標としている。

こうした状況も踏まえ、新築又は増築の際はもとより、既存の施設についても早期のバリアフリー化を図ることが重要である。

(五) 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

(六) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件が発生していることに鑑み、不審者侵入の防止等、児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策等も含め、児童生徒等の安全対策には万全を期することが求められている。

3 教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題がある場合等においては、義務教育の機会均等を図るために必要な教育環境となるよう施設を整備することが重要で

ある。なお、公立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室の確保等も重要である。これらの対応に当たっては、新築又は増築のみならず、既存施設を活用するなど、多様な手法を検討することも有効となる。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を提供するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握し、教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和九年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用し、適正な教育環境を提供することも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や、一人一台端末を含めたデジタル学習基盤を十分に活用するための基礎として校内通信ネットワーク等の教育環境の整備が必要である。また、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、現在中央教育審議会で審議中の次期学習指導要領における教育内容・教育方法等も踏まえることが重要となる。また、「教育振興基本計画」（令和五年六月十六日閣議決定）等において設置目標が掲げられている、いわゆる学びの多様化学校（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部科学省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第一百八条第一項において準用する場合を含む。）に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）やいわゆる夜間中学（夜間その他特別な時間において授業を行う学校）についても、その設置に必要な施設整備を進めていく必要がある。

また、社会教育施設や福祉施設等の公共施設との複合化・共用化等による整備を行うことは、コミュニケーションや創造性を誘発する空間を生み出すことにもつながるものであり、また、公的施設等の適正化の観点からも有効である。そのため、地方公共団体における分野横断的な検討体制を構築し、単一の公立の義務教育諸学校等施設整備に留まらない幅広い視点から整備を検討することが重要である。

そのほか、環境との共生や木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、エコスクールの整備等を図ることも重要である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設

産業教育施設については、我が国における産業・経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業・経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の改正により令和八年度から一学級の幼児数が原則三十五人以下から三十人以下に引き下げられることも踏まえ、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう、施設整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる整備やその内部を適切な温度・湿度に保つための空気調和設備の整備を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、部活動の地域展開等の推進、児童生徒の運動時間の確保、武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校体育施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、気候変動への対応や環境負荷の低減に配慮するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが気軽に利用できる施設の整備を推進することや、部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動等における利用も想定して、学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等の出入口の整備等を行うことが重要である。また、地域の防災拠点としての役割を踏まえ、スポーツ施設の耐震化や空気調和設備の整備等による防災機能の強化を進めることが重要である。さらに、地域のスポーツ施設と学校体育施設が連携し、効率的な利用を図ることや、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用する、学校

体育施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも重要である。

三 その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項

この基本方針は、諸情勢の変化等を踏まえ、今後概ね五年を目途に見直しを行うこととする。